



神宮外苑地区におけるまちづくり ファクトシート



令和4年（2022年）8月18日発行
令和5年（2023年）2月17日改訂

これまでの100年も。
これからの100年も。

神宮外苑が創建されたのは、今から約100年前の大正15年（1926年）。
創建にあたっては、渋沢栄一翁らの尽力により、国民からの献金・献木などにより造営されました。
以来、4列のいちょう並木から聖徳記念絵画館を臨む象徴的で風格のある景観や、
2回にわたるオリンピック・パラリンピックの記憶などとともに、
“みどりとスポーツの拠点”として多くの人々に愛され続けてきました。

時は流れて、2022年。東京都では「神宮外苑地区におけるまちづくり」の整備計画において、
都民の方々から寄せられた声も踏まえ、事業者に対して必要な情報提供と
説明を求めるとともに、「樹木の保存やいちょう並木の保全」や「幅広い都民参画」
などについて要請を行ってまいりました。

こうした中で、献木による植樹の取組などを行う新たな構想を事業者が公表。
100年前の先人たちの想いを引き継いで、
今を生きる私たちの想いを、次の100年を生きる次世代へと繋いでいく必要があります。



第1章 神宮外苑地区におけるまちづくりのこれまで

これまでの経緯		5
神宮外苑地区におけるまちづくりに関する要請について		6

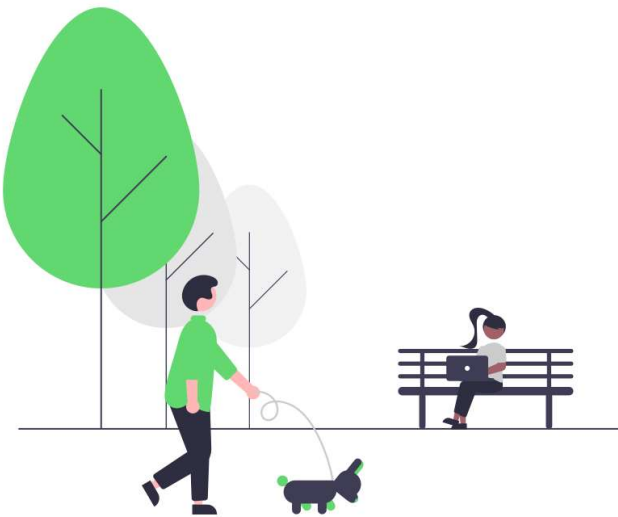
第2章 神宮外苑地区におけるまちづくりのこれから ～民間事業者による計画の内容～

計画の概要		8
まちづくりのビジョンほか		10
段階的な建替え計画		18

第3章 環境影響評価審議会の内容

環境影響審議会答申の主な内容		20
環境影響評価書案の主要論点①：既存樹木の保全		21
環境影響評価書案の主要論点②：いちょう並木の保全		23
環境影響評価書案の主要論点③：樹林地の再生		24
環境影響評価書案の主要論点④：景観の保全		25
環境影響評価書の主な内容		26

神宮外苑地区におけるまちづくりの これまで



神宮外苑地区におけるまちづくりの経緯

フェーズ	時期	内容
①都と関係者による まちづくり協議 (2015年～2018年)	平成27年4月1日	「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書」を締結
	平成28年7月22日	「神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書」を締結
	平成30年3月30日	「神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書」を取り交わし
②都による指針策定 (2018年)	平成30年4月25日	「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」を設置
	平成30年8月31日～9月29日	「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」をパブリックコメント
	平成30年11月22日	「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定
③事業者による まちづくり計画等の提案 (2020年～2021年)	令和2年1月23日・26日	「神宮外苑地区公園まちづくり計画に関する説明会」を開催
	令和2年2月7日	「神宮外苑地区公園まちづくり計画の提案書」を提出
	令和3年6月4日・5日	「神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画等」説明会
	令和3年7月14日	「神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」を提出
④都市計画・環境影響 評価等の手続き (2021年～2023年)	令和3年7月29日	「環境影響評価書案」の提出
	令和3年8月16日	「環境影響評価書案」の公示
	令和3年8月20日	「環境影響評価書案」の諮問
	令和3年8月20日・21日	「環境影響評価書案」にかかる説明会
	令和3年8月16日～9月29日	「環境影響評価書案」の意見書受付
	令和3年10月6日	「都市計画原案」の説明会
	令和3年12月14日	「都市計画案」の説明会
	令和3年12月14日～12月28日	「都市計画案」の意見書受付
	令和4年2月9日	「都市計画審議会」開催
	令和4年2月18日～8月16日	「環境影響評価審議会第一部会（1回目）～（6回目）」開催
	令和4年3月10日	「都市計画」決定
	令和4年4月15日	「環境影響評価書案及び見解書」に係る都民の意見を聴く会
	令和4年8月18日	「環境影響評価審議会総会」開催 環境影響評価書案に対する答申
	令和4年12月26日	「環境影響評価審議会総会」開催 環境影響評価書（素案）の確認
	令和5年1月20日	「環境影響評価書」の公示
	令和5年1月30日	「着工届」の公示
	令和5年1月30日	「環境影響評価審議会総会」開催 環境影響評価書及び事後調査計画書の確認
	令和5年2月17日	神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行認可

神宮外苑地区におけるまちづくりに関する要請について

1.	都が定めたまちづくり指針や都市計画の内容を踏まえて、魅力的なスポーツ施設の集積と誰もがスポーツに親しめる環境の整備、みどりの充実とオープンスペースの確保、にぎわいの創出、歴史や地区特性を生かした景観形成、防災性の向上などに取り組むこと。
2.	民間有志の呼びかけによる国民からの献金、献木などで造営された外苑の成り立ちを踏まえ、再整備に当たっても、幅広い都民参画に取り組むこと。
3.	既存樹木については、複数の樹木医の意見も聴きながら、樹木の状態などを詳細に調査・公表し、設計の工夫などにより極力保存又は移植するなど、一本一本を大切に扱い、神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。 とりわけ神宮外苑の象徴である4列のいちよう並木の保全には万全を期すこと。
4.	まちづくりに対する都民の共感が得られるよう、具体的な整備計画や都民参画の取組などの詳細な情報をわかりやすく発信すること。
5.	「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、高効率の設備機器の導入や、再生可能エネルギーの積極的な活用などに取り組むこと。
6.	「社会の宝」である子供たちが笑顔で一杯になるまちづくりを目指して、子供がスポーツやみどりに親しめる機会の創出、子供目線に立った施設整備などに取り組むこと。

神宮外苑地区におけるまちづくりの これから



～民間事業者による計画の内容～

令和3年7月の民間事業者からの提案に基づいた内容等を掲載しています。

最新の計画内容については、[事業者プロジェクトサイト](#)をご確認ください。

計画の概要①

「神宮外苑地区におけるまちづくり」は、当地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、にぎわい溢れるスポーツの拠点として更に発展させていく、28.4haに及ぶ大規模複合再開発です。

●事業主体

- ・ 三井不動産株式会社
- ・ 宗教法人明治神宮
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・ 伊藤忠商事株式会社

●イメージパース（東側から計画地を臨む）



●位置図

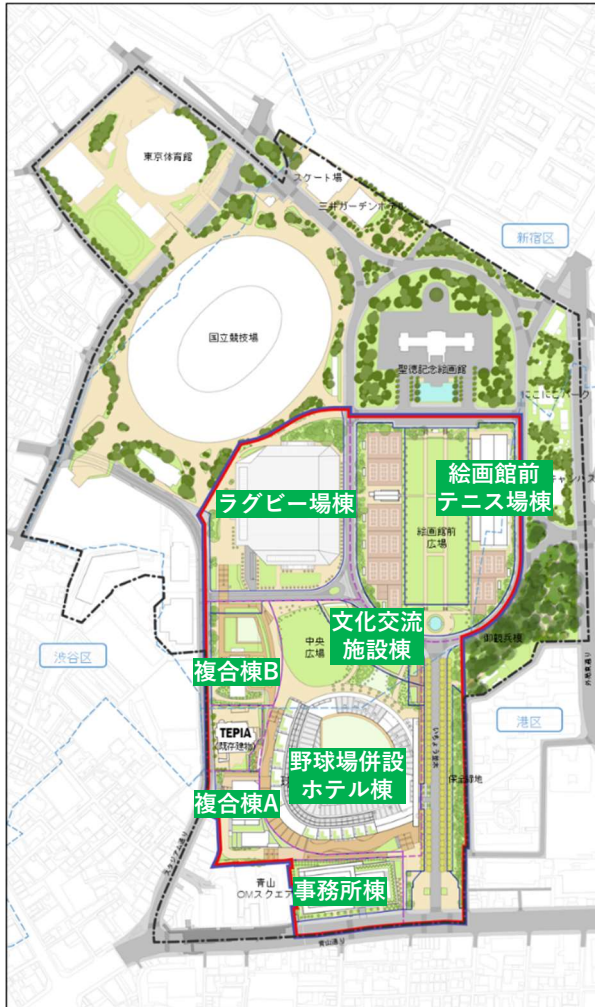


- 公園まちづくり計画の区域（区域面積：28.4ha）
- 都市計画公園の区域（区域面積：55.1ha）
- - - 地区計画の範囲（計画面積：66.0ha）
- - - 区境
- /// 地区整備計画策定済み区域

平成25年6月17日決定
平成28年10月3日決定
平成29年3月6日決定
令和4年3月10日決定

特定の競技に対応したスポーツ施設のみならず、不特定多数の人が利用できる施設や空間を新たに創出することで、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境の形成を目指しています。

●配置図



●主要な施設

主要な施設名称	敷地面積	計画容積率	延床面積	建物高さ	用途
ラグビー場棟	約43,480㎡	150%	約76,700㎡	約55m	ラグビー場、文化交流施設、店舗、駐車場等
複合棟A	約12,100㎡	900%	約127,300㎡	約185m	オフィス、商業、駐車場等
複合棟B 公益施設	約14,710㎡	200%	約30,300㎡	約80m	スポーツ関連施設、宿泊施設、駐車場等
文化交流施設棟	約8,760㎡	150%	約2,000㎡	約6m	公園支援施設、商業等
野球場併設ホテル棟	約69,040㎡	150%	約115,700㎡	約60m	野球場、宿泊施設、商業、駐車場等
事務所棟	約13,170㎡	1150%	約213,000㎡	約190m	オフィス、商業、駐車場等
絵画館前テニスコート棟	約40,550㎡	200%	約15,300㎡	約15m	テニスコート、駐車場等

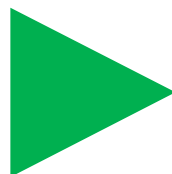
※最新の計画内容については、[事業者プロジェクトサイト](#)をご確認ください。

スポーツ拠点として発展してきた神宮外苑の歴史・文化に、多くの人々が触れる機会をつくることで、歴史を継承するとともに、新たな文化として発展させていくためには、“多様な人々をひきつける魅力的なまち”とすることが必要です。

神宮外苑地区をにぎわい溢れる緑豊かなスポーツの拠点として更に発展させていくため、目指すべき将来像として、以下の3つの拠点性を備えたまちの実現を図ることを目標としています。

●現況の課題

- ・公園的機能である緑・広場空間の不足
- ・スポーツ施設の老朽化
- ・地区内の回遊性が乏しい
- ・イベント時のスタジアム通りの混雑
- ・地下鉄駅からの経路のバリアフリー化



●目指すべき将来像

- ・将来像① 高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点
- ・将来像② 歴史ある個性を生かした多様なみどりと交流の拠点
- ・将来像③ 地域特性を生かした魅力的な文化とにぎわいの拠点

●まちづくりのビジョンと方針

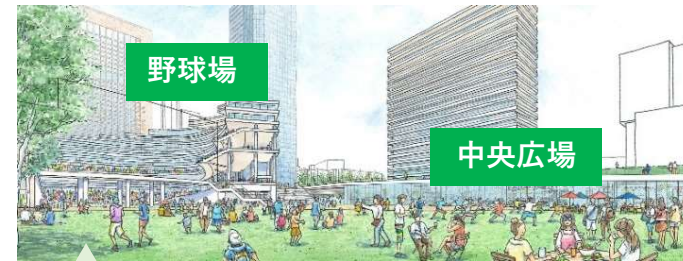
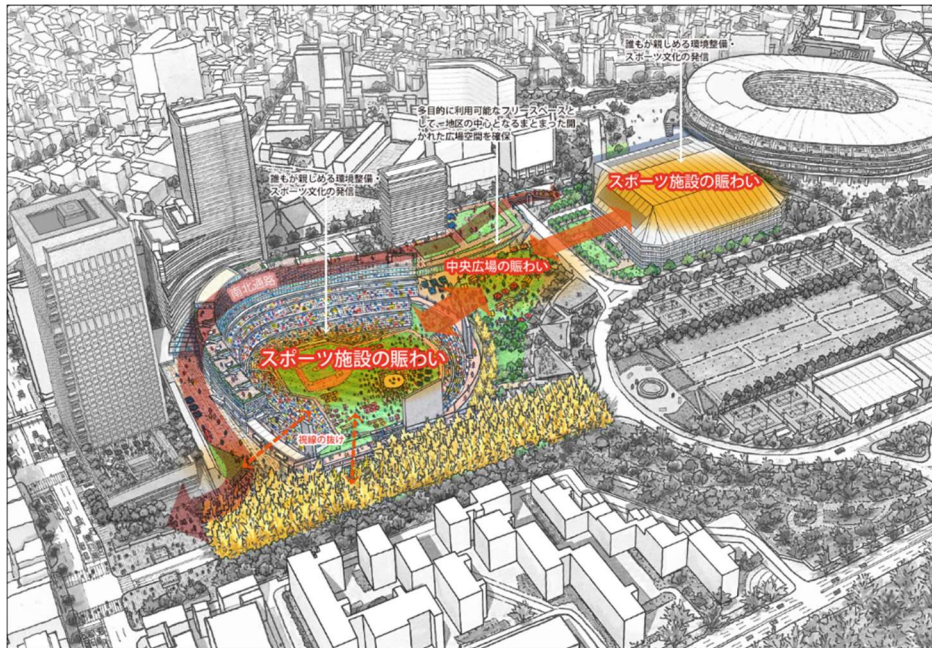


1.土地利用の方針	2.スポーツ環境の方針	3.みどりとオープンスペースの方針	4.交通ネットワークの方針	5.景観形成の方針	6.防災の方針	7.エリアマネジメントの方針
まちづくりの目標に応じて設定されたエリア特性区分による、まちづくりの誘導	競技の継続性に配慮した段階建替え及びまちに開かれた大規模スポーツ施設の整備	広域なみどりの連続性に配慮した緑化計画及び多種多様なアクティビティを創出する場の整備	スポーツクラスターとしての地区内ネットワークの強化及び歩車分離による歩行者の安全確保	地区内の特性を生かし歴史性などにも配慮した景観及び魅力ある夜間景観の形成	災害時の広域避難場所としての地区の防災性の強化及び向上	エリアマネジメントによるにぎわい形成と周辺地区との連携による一体的なまちづくりの検討



計画内容

1.	野球場やラグビー場については競技空間の拡張、ゆとりある観客席の確保、ユニバーサルデザインの導入など、世界に誇れる水準の競技環境・観戦環境を備えた施設として更新
2.	大規模スポーツ施設間に約1.5haの広大な中央広場を整備すると共に、これらを貫く地区の骨格的な動線を整備し、一体的で連続した空間を形成
3.	バリアフリー化された安全で快適な歩行者空間を整備するとともに、多種多様な機能やオープンスペースを地区内に形成し、地区全体で誰もが様々なスポーツに親しめる機会を創出
4.	スポーツ文化の普及の拠点として、スポーツ文化の歴史や魅力を伝えるための文化交流施設等の整備



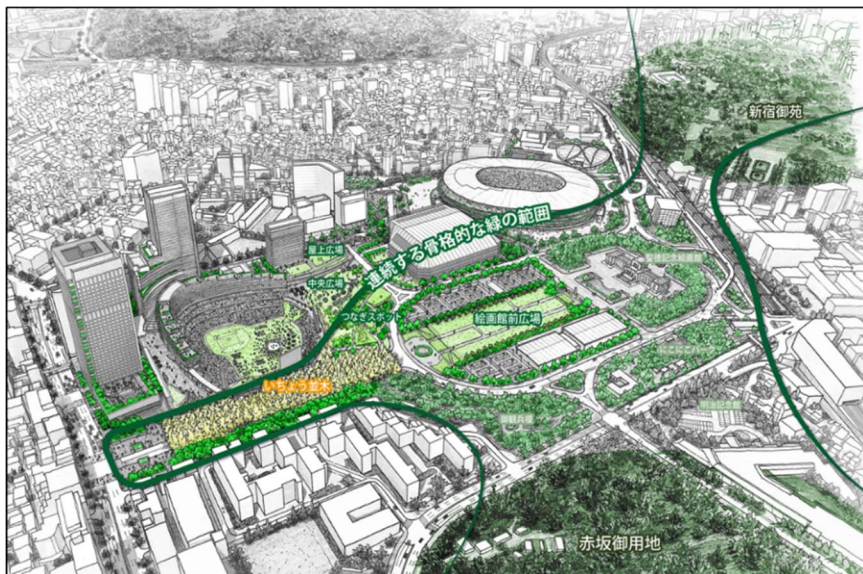
ラグビー場と野球場の間には人々が体を動かし、憩い、佇むことができる開けた広場空間を整備

アメリカ サンディエゴのペトコ・パークのように、球場と一体となった広場から球場内を見ることができる野球場を整備

広場と施設が一体となり、イベント時には、パブリックビューイング等が行われ、スポーツ施設内外を通して多くの人たちがスポーツの高揚感を共有し、楽しめる場に

みどりとオープンスペースについて

●みどりとオープンスペースの方針



計画内容

- ・広域なみどりの連続性を計画地内に確保し、エリアを通して多様なみどりの広がりを感じられるよう、立体的な緑化を計画
- ・創建当初の趣旨を踏まえ、いちょう並木から聖徳記念絵画館を望むビスタ景に配慮するため、4列のいちょう並木の保全とあわせて、絵画館の前庭部分は、創建時の芝生の姿を基調とし、憩いの広場として再整備。絵画館前の建築物は、景観及び風致の保全に配慮
- ・神宮外苑地区の創建当初の樹種と東京都の在来種を中心に、日本らしい季節感のある緑陰空間の形成を促す計画するとともに、生物多様性にも配慮した植栽種を配置
- ・スポーツ施設の周辺には、人溜まり空間の確保に配慮した広場状のオープンスペースを配置するとともに、野球場とラグビー場の間には、多目的に利用でき、広域避難場所としての防災性向上にも寄与する、約1.5 haの中央広場を整備

●地区特性に応じたメリハリのある多様な緑化の推進

①いちょう並木

いちょう並木の景観を保全し、緑陰ある歩行空間を形成する。

想定樹種：イチョウ、スタジイ、クスノキ等



イチョウ スタジイ クスノキ

②中央広場

季節感があり多様で見どころのある樹木を芝生広場の周りに配置し緑陰空間を形成する。

想定樹種：サクラ、エゴノキ、カエデ類、カツラ、コブシ等

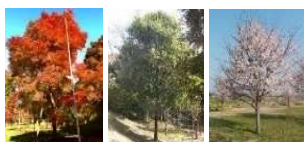


エゴノキ カツラ コブシ

③つなぎスポット

保存樹木・移植樹木を中心に、常緑樹、落葉樹をバランスよく配置し、四季の変化に富んだ景観を形成する。

想定樹種：カエデ類、シラカシ、サクラ等



イロハモミジ シラカシ サクラ

④スタジアム通り

既存樹木を活用し、歴史を受け継ぐ沿道景観をつくる。

想定樹種：シイノキ、ヒトツバタゴ、マテバシイ等



シイノキ ヒトツバタゴ マテバシイ

⑤青山通り

広幅員道路にふさわしい緑豊かで風格ある沿道景観をつくる。

想定樹種：タブノキ等



タブノキ

⑥絵画館前広場

高木列植によるビスタ景観の強化と、既存樹木をベースとした外周部の緑地により、歴史ある象徴的な風致景観を継承する。

想定樹種：カシ類、ケヤキ、トウカエデ等



シラカシ ケヤキ トウカエデ

⑦ラグビー場北側

ラグビー場敷地北側は、既存樹木を保存するエリアとして緑地を整備する。

想定樹種：サクラ、ヒトツバタゴ、シイノキ、ケヤキ等



サクラ ヒトツバタゴ



シイノキ ケヤキ

樹木・みどりについて

●樹木本数

1904本



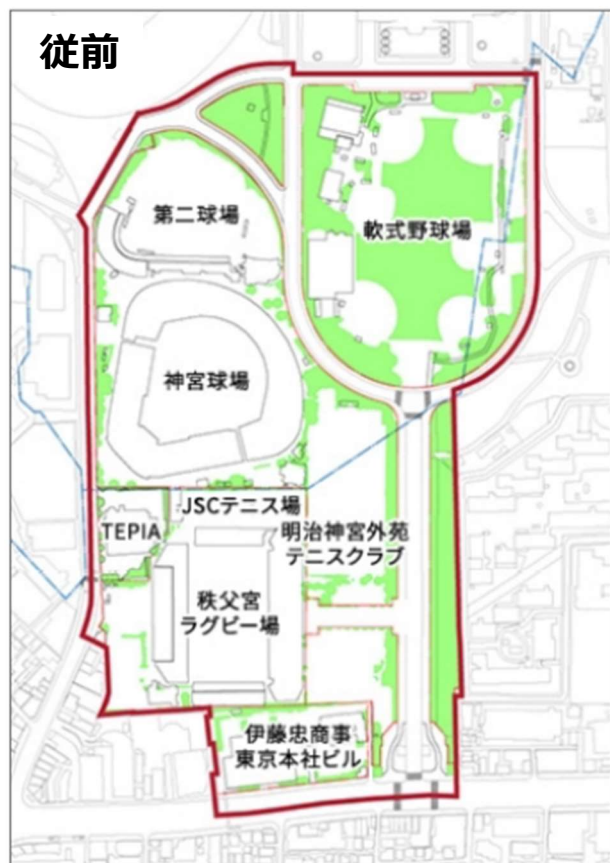
1998本

●緑の割合

約25%



約30%



—— 公園まちづくり計画の区域

※航空写真をもとに、樹木の投影面積/地区整備区域内の宅地面積の合計によって算出しており、投影面積は、宅地内の部分のみ算定に加えている。

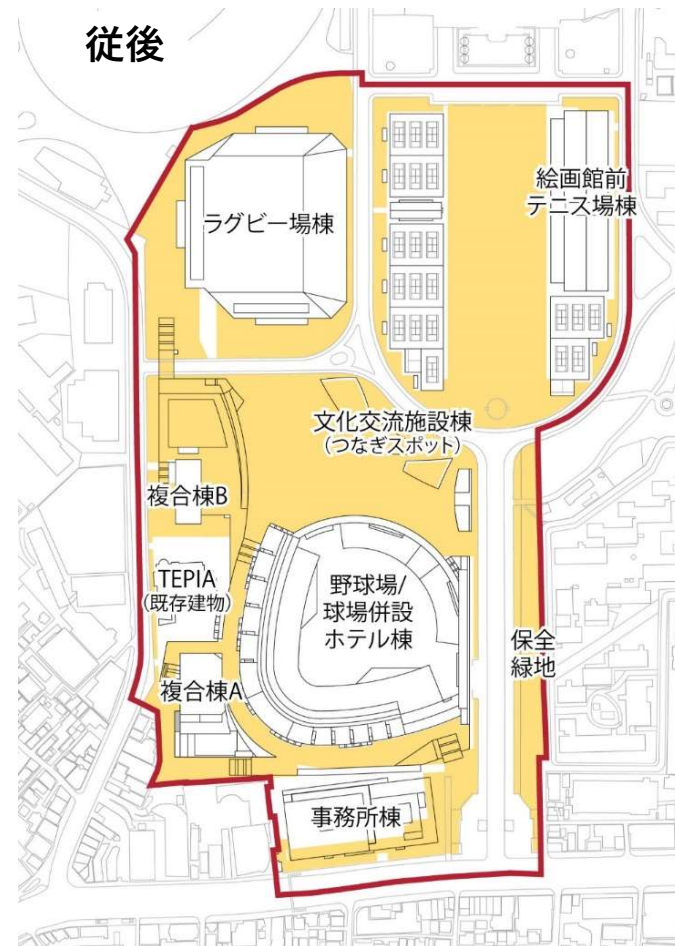
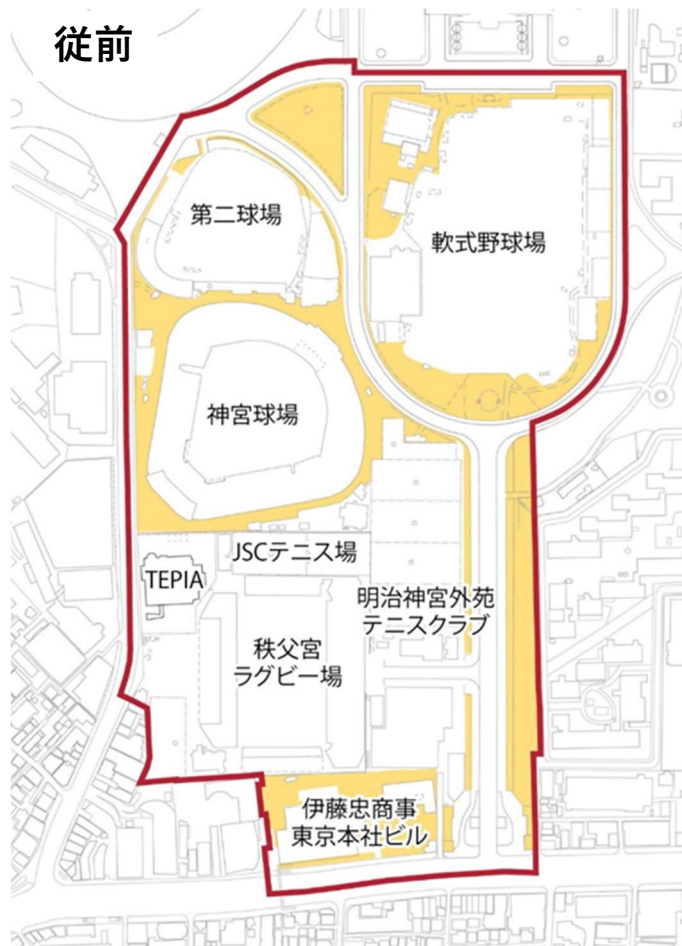
※割合の算定上は、公共用地（公園・緑地・道路）として整備されるものは除く。

●オープンスペースの割合

約21%



約44%



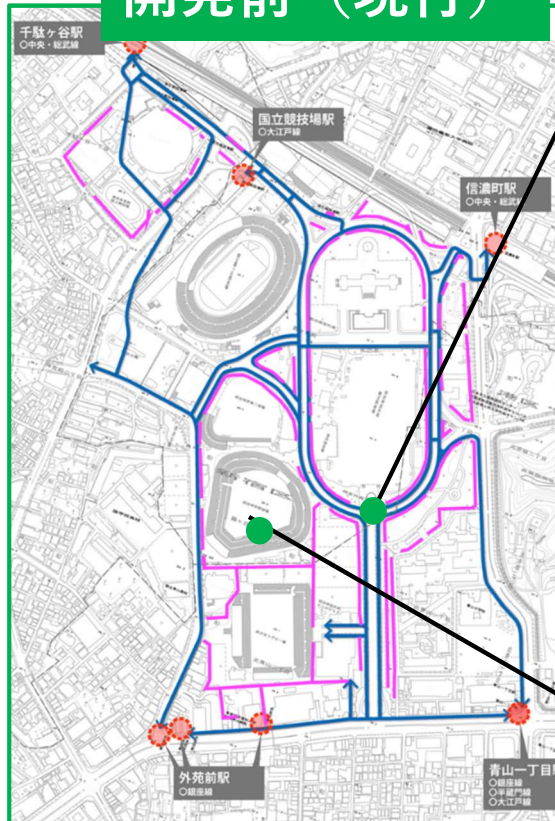
公園まちづくり計画の区域

※オープンスペースとは、計画地における広く一般に公開されている公開空地等の広場、緑地、歩行者通路及びこれと一体的な空間を形成しているもの等を指す。
※緑地等については管理上、人の出入りを制限している部分を含む。



歩行者ネットワークについて

開発前（現行）



フェンスで仕切られて入れない空間が多い…

こう変わる

誰でも、オープンに立ち入って過ごせる場所が約21%から約44%に増加※

※公園まちづくり計画の区域に対するオープンスペースの割合

青山通りから4列いちょう並木の歩道をぬけると、フェンスで覆われた軟式野球場が遮り絵画館までまっすぐに進むことができない…

こう変わる

創建時の芝生の姿を基調として、再整備された庭園の中を、絵画館に向かってまっすぐに歩けるようになる

地下鉄駅や施設間のバリアフリー経路が連続的に確保されていない。行き止まりが多く、各施設へのアプローチが回り道

こう変わる

行き止まりが解消され、駅や施設間からのバリアフリーも改善される

野球観戦の日の混雑時は、歩きづらい

こう変わる

歩行者動線も大きく改善されて、歩きやすくなる

来訪者が気軽にスポーツ等を楽しんだり、緑に親しめる空間や機能が不足…

こう変わる

絵画館やいちょう並木の眺望景観や風致を保全しつつ、まとまった広場空間の確保や土地の高度利用によるにぎわい創出を図る

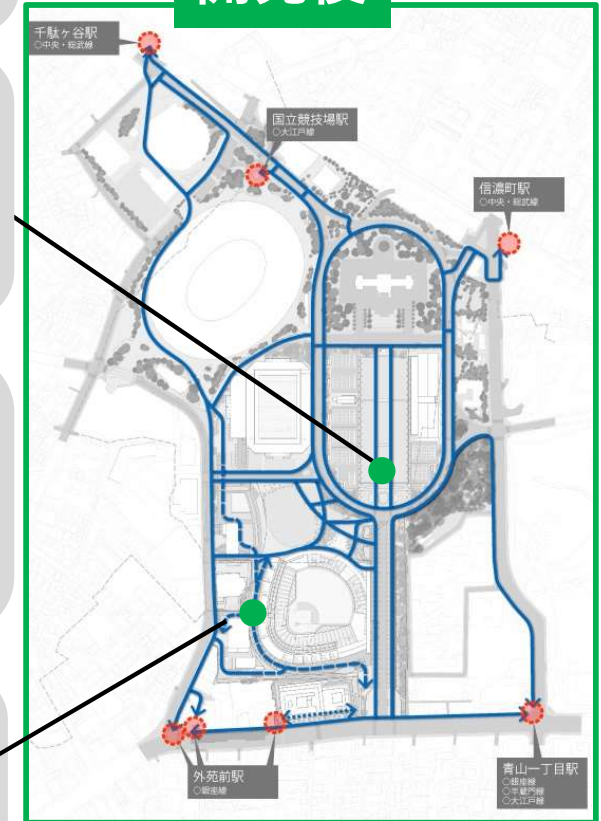
一階レベルの動線



鉄道駅

フェンス

開発後



地下レベルの動線

一階レベルの動線

デッキレベルの動線

鉄道駅



計画内容

1.	都及び各区において定められている眺望点からの見え方に配慮した景観形成を行い、特に、ビスタ景の保全及び風致地区の配慮を踏まえ、いちょう並木沿道の建築物においては、視点場から見たときにいちょうの高さを突出しないように配慮し、風格あるいちょう並木の景観軸及び風致を保全。
2.	地上部の他に可能な範囲での屋上緑化、既存樹木の保全、芝生等のみどりを立体的に整備することで、エリアを通して多様なみどりの広がりを感じられる空間を設え。 また、スポーツ・にぎわいの拠点に相応しい空間形成や回遊性に配慮した広場と一体的な緑化を整備。
3.	聖徳記念絵画館前に幅約80mの芝生広場（絵画館前広場）を整備し、絵画館を中心とした象徴性と広がりのある景観を形成。絵画館前区域内の建築物は15m以下。
4.	地区内へ人を引き込む玄関口として歩行者動線の結節点に既存樹木等のみどりと共に街角広場を整備し、人々がたたずめる環境を創出。

【眺望に配慮した景観形成】



【緑による統一感のある景観形成】



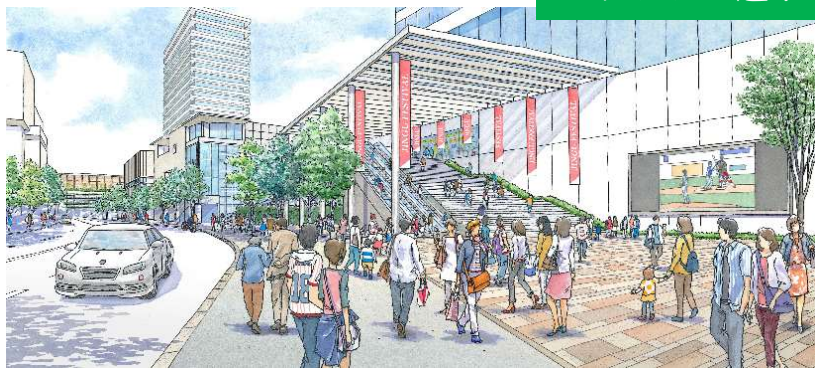
完成後のイメージ

野球場と一体となった
中央広場

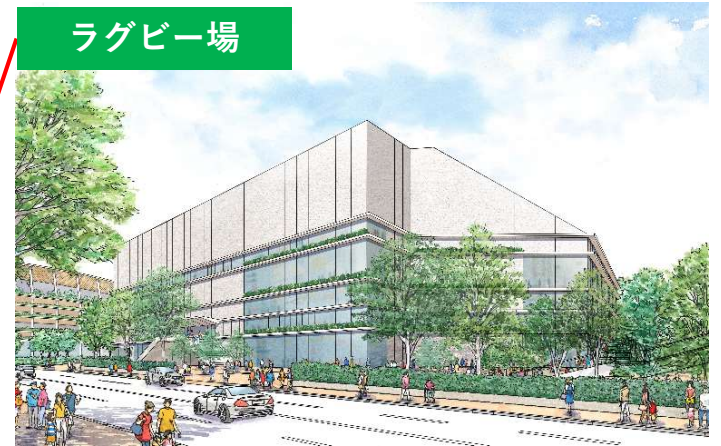


子供を連れて自由に遊ばせたりと、誰もが憩える
芝生広場やオープンスペースが出来ることで、
より多くの人が楽しめる場所が整備される

スタジアム通り



ラグビー場



ラグビー場は、全天候型の施設として、
他の競技やイベントの開催など、
多目的な利用を図ることとしている

絵画館前広場



神宮球場は古く
バリアフリーも
不十分…

競技環境の向上、
バリアフリー動線の確保、
ゆとりある観客席の整備等による
観戦環境の向上を図る



段階的な建替え計画

●競技の継続性に配慮し、大規模なスポーツ施設の段階的な整備

令和3年7月時点※

年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
ラグビー場棟				(第二球場)				I 期					(神宮球場)	II 期			
野球場棟／ 球場併設ホテル棟								(秩父宮 ラグビー場)									
複合棟A																	
複合棟B																	
文化交流施設棟																	
事務所棟																	
絵画館前 テニスコート棟																	広場等

※最新の計画内容については、[事業者プロジェクトサイト](#)をご確認ください。

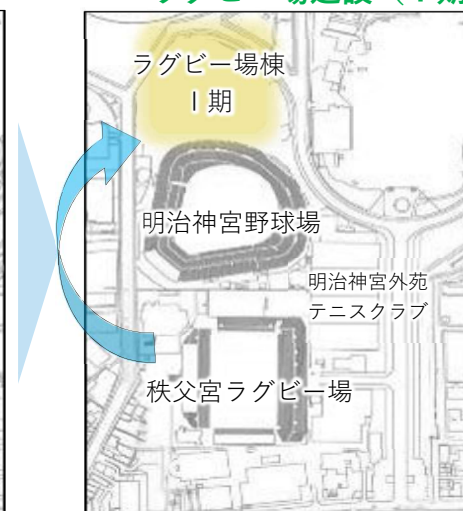
□ : 解体工事 ■ : 新築工事

●現況



●第二球場解体

⇒ラグビー場建設 (I 期)



●秩父宮ラグビー場解体

⇒野球場建設



●神宮球場解体

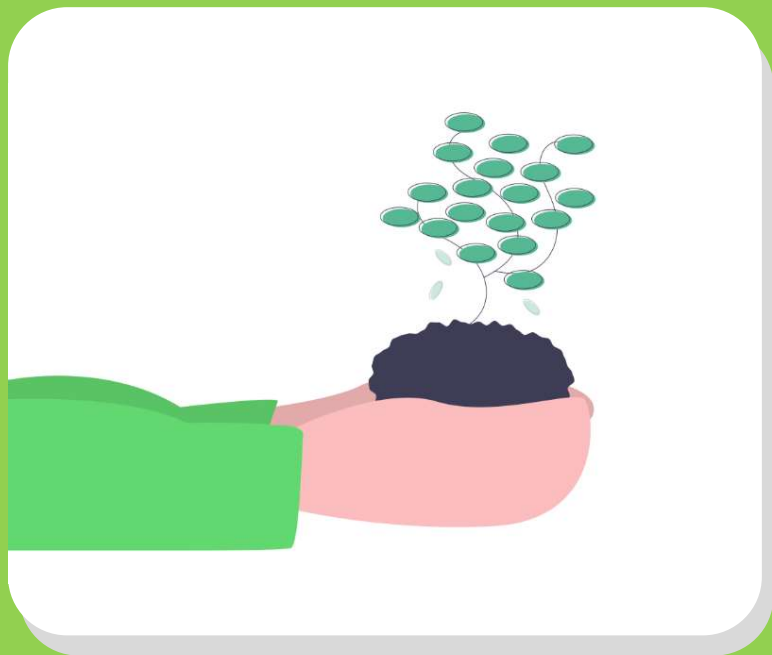
⇒ラグビー場建設 (II 期)



※ラグビー場棟の南側等は野球場にかかるためII期に建設

野球場もラグビー場も継続使用に配慮

環境影響評価審議会の内容





環境影響評価審議会答申の主な内容

●部会で審議を重ね事業者が提出した環境影響評価書案に対する答申案を取りまとめ、総会で答申が決定された。

事項	答申の主な内容
騒音・振動	・野球場棟の供用に伴う騒音では、球場と同じ階層の住居における騒音の影響が懸念されることから、球場高さにおける予測・評価を行うこと。
生物・生態系	・生物種のモニタリングと併せて、順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。 ・既存樹木の保全については、各施設の施工方法を工夫するなど、より一層伐採の回避を図ること。 ・いちょう並木の保全については、根系調査の結果を踏まえ、保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。
風環境	・風環境の予測結果では、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底し、事後調査で調査地点を適切に選定し、必要に応じて対策を講じること。
景観	・新野球場やラグビー場が景観に与える影響について、適切に予測・評価し、影響の低減に努めること。
自然との 触れ合い活動の場	・予測・評価において工事の段階ごとの動線や広場空間の確保計画等について、みどりの質の観点も含めた具体的な環境保全のための措置を徹底し、影響の低減に努めること。
廃棄物	・評価書において、伐採樹木に係る廃棄物発生量、再資源化量及び再資源化の方法について予測・評価を示すこと。



環境影響評価書案の主要論点①：既存樹木の保全

主な事項	事業者の評価書案等の内容	審議会での議論	事業者の説明	答申の内容
既存樹木の保全	・ 建築計画と重ならない樹木は極力保存する。 ・ 971本を伐採	・ 伐採本数の根拠が理解できない。データに基づいた説明が必要である。 ・ 毎木調査データの提出が必要である。 ・ 移植が組み込まれた計画になっていない。	・ 毎木調査や詳細調査等に基づき、伐採本数を見直した。 (971本→556本) ・ 今後、更なる樹木の保全を図るため、施設の設計段階で、文化交流施設棟における隅切りなどの建物形状の変更などを行う。 ・ 移植の工程表等を提示した。	・ 各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。 ・ 移植の確実性を高めるための措置を具体的に示すこと。

●伐採本数の見直しの内容

伐採本数について、評価書案では971本であったが、審議会委員の指摘を受けて、事業者が見直した結果、556本まで削減した。

	評価書案	工事期間中の枯損木を伐採に考慮しない	ラグビー場へ向かうイチョウ並木を伐採から移植検討へ	本年4月以降の詳細調査により伐採から移植へ	見直し後
伐採本数	971	△311	△19	△85	556

△415 <参考> 公園エリア※の伐採本数407本

※「公園エリア」とは、スポーツ施設及び緑地の敷地内である。21



環境影響評価書案の主要論点①：既存樹木の保全

● 樹木の伐採本数の見直しの内訳

事業者は、既存樹木の伐採本数を、971本から556本に削減

① 枯損木の311本について

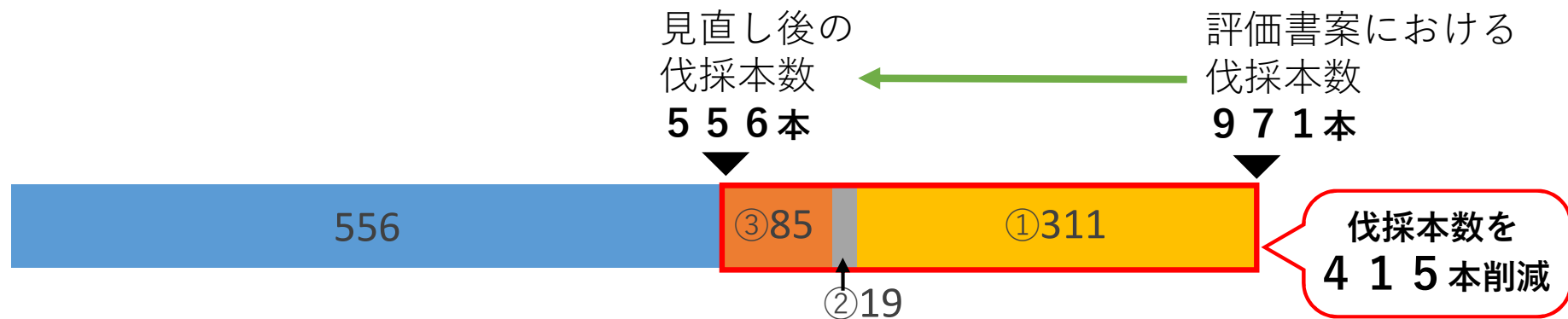
└ 評価書案では、事業期間中に立ち枯れ等により危険となった樹木（枯損木）について、道路通行車両や歩行者の安全管理のために除去する可能性があることから、過去の実績を参考に一定の割合を伐採本数に計上していた。しかしながら、枯損木の除去措置は、開発による伐採とは異なるものであることから改めて本数の精査を行った。今後、地域内にある樹木の管理にあたっては一本一本について、最大限保全に努めていく。

② イチョウ19本について

└ ラグビー場に向かうイチョウ並木も移植を検討することとした。

③ 新たな詳細調査結果の反映について

└ 本年4月から新たに実施した樹木の詳細調査の結果を反映し、樹木医が総合的に判断して、伐採するとしていた樹木85本を移植することとした。



<参考> 伐採本数556本のうち、公園エリア※の伐採本数は407本

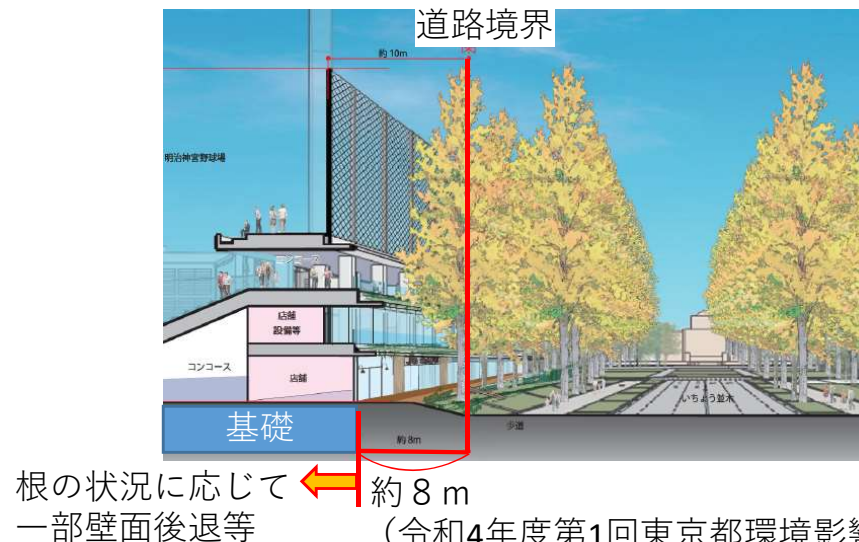
※「公園エリア」とは、スポーツ施設及び緑地の敷地内である。22



環境影響評価書案の主要論点②：いちょう並木の保全

主な事項	事業者の評価書案等の内容	審議会での議論	事業者の説明	答申の内容
いちょう並木の保全	・ 4列のいちょう並木は全てを保存、建物の地下躯体の配置等に配慮 ・ イチヨウの根系調査を行い、施工計画に反映	・ 球場壁面がイチヨウの保全上影響を与えない - 具体的な説明が必要である。	・ 根を保全するため、具体的な基礎構造や施工方法を提示した。 ・ 今後、根の詳細調査の結果を踏まえ、基礎構造の工夫などを行うほか、重要な根が複数確認される場合は、根の切断を避けるため、野球場の壁面後退など設計を工夫する。	・ 根系調査の結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。 ・ 重要な根が複数確認された箇所については、野球場棟の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。

〈4列いちょう並木の保全に向けた取組例〉





環境影響評価書案の主要論点③：樹林地の再生

主な事項	事業者の評価書案等の内容	審議会での議論	事業者の説明	答申の内容
樹林地の再生	計画地中央部に 広場空間を整備し、 高木や芝生を配置する 緑化を実施	樹林地再生の考え方を 示す必要がある。	開発後の樹林地再生の考え方を 示すとともに完成事例を提示し、 開発後の緑地環境の復元の姿を 明らかにする。	樹林地の再生計画を 作成すること。

└ 文化交流施設棟周辺において、移植木を基調としつつ新たに新植樹木を配置。高木だけでなく、低木や地被類も新植。今後、生態系を形成することにより、まとまりのある緑の環境を復元し、次の100年に受け継ぐ緑地環境を整備することとしている。

< 樹林地再生の完成事例 >





環境影響評価書案の主要論点④：景観の保全

主な事項	事業者の評価書案等の内容	審議会での議論	事業者の説明	答申の内容
景観の 保全	・ いちょう並木に隣接して 新野球場が出現する。 野球場が視野に占める割合は、 現況とほぼ変わらない。	・ いちょう並木の 景観への影響が 最大となるのは、 落葉の時期である。	・ 新野球場と重なるいちょう 並木を半透明にするなどの 方法を用いて、資料を提出 した。	・ 新野球場がいちょう並木の景観に 与える影響や圧迫感について、 落葉期を想定した予測・評価を 示すことで、景観への影響の 低減に努めること。



環境影響評価書の主な内容

●事業者が取組む環境保全措置の内容

事項	答申の内容	評価書の主な内容
既存樹木の保全	・各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。 ・移植の確実性を高めるための措置を具体的に示すこと。	・既存樹木の保全等について、各施設の設計及び施工計画の進捗に合わせ、事後調査報告書に記載し報告します。 ・移植、仮移植について、移植の確実性を高めるための措置を評価書に記載しました。落葉樹、常緑樹、針葉樹の移植の時期及び移植方法、段階的な育成について記載しました。また、移植計画の深度化に応じ事後調査報告書にその内容を記載し報告します。
いちよう並木の保全	・根系調査の結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。 ・重要な根が複数確認された箇所については、野球場棟の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。	・新野球場棟沿いのいちよう並木の根系調査を実施し、その結果を令和5年春以降の審議会で事後調査報告書として報告します。その後、調査結果を建築計画及び施工計画における環境保全措置に反映させるとともに、その実施状況について記録し事後調査報告書で報告いたします。新野球場棟沿いのいちよう並木の根系調査方法や保全に向けた根系に対する配慮について評価書に記載しました。 ・新野球場棟沿いのいちよう並木の根系調査を実施し、その結果、いちようの健全な生育への影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の当該箇所の壁面後退等、施設計画の工夫を行ってまいります。



環境影響評価書の主な内容

●事業者が取組む環境保全措置の内容

事項	答申の内容	評価書の主な内容
樹林地の再生	・ 樹林地の再生計画を作成すること。	・ 移植木を活用した樹林地の再生計画については、文化交流施設棟周辺に樹林地を再生する計画であり、詳細を評価書に記載しました。大径木の移植は移植工程において樹木医の立ち合い、指導を受けて対処を行います。新植樹木については、カシ、ケヤキ、サクラ、アオダモやモミジ類などに加え、神宮外苑の特徴ある樹種でもあるヒトツバタゴなどの樹種も取り入れることにより、明るく開放感があり季節感なども楽しめる人と自然が共生できるエリアと、まとまった樹林によって形成される生態系の創出エリアで構成された「みどり」の風景を創出することを目指します。
景観の保全	・ 新野球場がいちょう並木の景観に与える影響や圧迫感について、落葉期を想定した予測・評価を示すことで、景観への影響の低減に努めること。	・ 落葉期を想定したモンタージュを作成し予測・評価について評価書に記載しました。青山二丁目交差点や噴水広場及び、その後方からのモンタージュを作成しました。

※環境影響評価書の詳細は[こちら](#)をご覧ください。

